

気象警報発令時におけるローライブラーの開室の取り扱いについて

- 大阪府（豊中市・吹田市・茨木市・箕面市のいずれか又はこれらの市を含む地域）に「暴風警報」または「特別警報（内容は限定しません）」が発令された場合について
 - ① 開室時間中に上記の警報が発令された場合、ローライブラーは、速やかに臨時閉室とします。
 - ② 開室前に上記の警報が発令された場合、ローライブラーは、開室が予定されていた日時について、次の通り取扱います。

平日の各日について

警報解除時刻	取扱い
6：00以前に解除された場合	通常通り開室
9：00以前に解除された場合	12：00から開室
12：00以前に解除された場合	15：00から開室
12：00を経過しても解除されない場合	閉室